

令和6年度 男女の賃金の差異

| 区分 | 男性の賃金に対する女性の賃金の割合 |
|----------|-------------------|
| 全労働者 | 83.0% |
| 正職員 | 85.2% |
| パート・有期社員 | 77.2% |

対象期間: 令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当、宿日直手当等を除く

正社員: 派遣及び留学者は除く

パート・有期社員: パート職員、臨時職員、学生アルバイト、嘱託職員

差異についての補足説明:

男女による賃金体系の違いはないが、産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の割合が、月平均で男性が7名であるのに対し、女性が194.9名となっている。当該休業中は賃金の支払いがなくなるため、男女の賃金に差異が生じることとなっている。